

令和8年9月16日

特別用途食品の許可について

消費者庁では、本日、健康増進法第43条第1項の規定に基づき特別用途食品の表示許可を行いましたので公表いたします。

今回許可を行ったのは、別紙の1件です。

(参考)

特別用途食品とは、乳児、幼児、妊産婦、病者等の発育、健康の保持・回復等の特別の用途に適する旨を表示して販売される食品です。特別用途食品として販売するためには、その表示について国の許可を受ける必要があります。

詳しくは、「[特別用途食品とは](#)」を御覧ください。

(担当) 消費者庁食品表示課 日名子、吉田

TEL : 03-3507-9220 (直通)

(別紙)

番号	区分	商品名	申請者	法人番号	許可を受けた表示内容	許可番号
1	乳児用調製液状乳	ビーンスターク 液体ミルク すこやか エム1	雪印ビーンスターク株式会社	3430001028119	ビーンスターク液体ミルクすこやかエム1は、母乳を与えられないときに母乳の代わりにお使いいただくために作られたミルクです。母乳は赤ちゃんにとって最良の栄養です。	第2026003号